

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月25日
【届出者の氏名又は名称】	パナソニック株式会社 (旧会社名 松下電器産業株式会社)
【届出者の住所又は所在地】	大阪府門真市大字門真1006番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(06) 6908 - 1121
【事務連絡者氏名】	役員 財務・IRグループ グループマネージャー 河井 英明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 (大阪府門真市大字門真1006番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、パナソニック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三洋電機株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注8) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注10) 各フィナンシャル・アドバイザー及びそれらの関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法第14条(e)項5(b)(12)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で公開買付期間中に買付ける可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月5日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項がありましたので、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成21年11月5日(木曜日)から平成21年12月7日(月曜日)まで(22営業日)
<後略>	<後略>

(訂正後)

買付け等の期間	平成21年11月5日(木曜日)から平成21年12月9日(水曜日)まで(24営業日)
<後略>	<後略>

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含み、以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。米国反トラスト当局は、当該届出が受理された日から15日以内により詳細な審査（第2次審査）を行うかの決定を行います。米国反トラスト当局によるかかる決定が行われない場合、公開買付者は、上記期間が終了した後に本件株式取得を実行することができませんが、米国反トラスト当局が上記期間内に第2次審査が必要であると決定した場合には、米国反トラスト当局のいずれか一方が届出者に対し追加資料請求（セカンドリクエスト）を行い、第2次審査を実施します。その場合、一定の待機期間内に当該当局が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年2月9日（現地時間）付で米国反トラスト当局に受理されています。その後、米国連邦取引委員会が、平成21年2月24日（現地時間）付で公開買付者に対してセカンドリクエストの通知を行い、第2次審査を実施しており、公開買付者は、その過程において、上記「3. 買付け等の目的」の「(5) 競争法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを米国連邦取引委員会に申し出ております。現在、米国連邦取引委員会はかかる問題解消措置に焦点を当てて審査を継続しておりますが、上記「4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」記載の届出当初の買付け等の期間内には、米国連邦取引委員会が本件株式取得の禁止等の措置をとることなく、上記待機期間が終了する見込みです。

(中略)

南アフリカ1998年競争法

公開買付者は、南アフリカの1998年競争法第89号（その後の改正を含みます。）に基づき、南アフリカ競争委員会に対し、本件株式取得の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。南アフリカ競争委員会は、20営業日の審査期間（ただし、この期間は60営業日まで延長されることがあります。）内に、本件株式取得を承認するか、何らかの条件を付した上で本件株式取得を承認するか又は本件株式取得を禁止するかの決定を行います。また、南アフリカ競争委員会が上記審査期間内に決定を行わない場合、本件株式取得は承認されたものとみなされます。なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年1月21日（現地時間）付で南アフリカ競争委員会に受理されています。その後、南アフリカ競争委員会は、平成21年3月17日（現地時間）付で、本件株式取得を承認しました。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、上記の米国反トラスト法に基づく待機期間が終了しない場合又は米国連邦取引委員会により本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

(訂正後)

米国1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法

公開買付者は、米国の1976年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（その後の改正を含み、以下「米国反トラスト法」といいます。）に基づき、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）に対し、本公開買付けによる株式取得（以下本項において「本件株式取得」といいます。）の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。米国反トラスト当局は、当該届出が受理された日から15日以内により詳細な審査（第2次審査）を行うかの決定を行います。米国反トラスト当局によるかかる決定が行われない場合、公開買付者は、上記期間が終了した後に本件株式取得を実行することができますが、米国反トラスト当局が上記期間内に第2次審査が必要であると決定した場合には、米国反トラスト当局のいずれか一方が届出者に対し追加資料請求（セカンドリクエスト）を行い、第2次審査を実施します。その場合、一定の待機期間内に当該当局が本件株式取得の禁止等の措置をとらなければ、公開買付者は、上記待機期間が終了した後に本件株式取得を実行することができます。なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年2月9日（現地時間）付で米国反トラスト当局に受理されています。その後、米国連邦取引委員会が、平成21年2月24日（現地時間）付で公開買付者に対してセカンドリクエストの通知を行い、第2次審査を実施しており、公開買付者は、その過程において、上記「3. 買付け等の目的」の「(5) 競争法上の問題解消措置」記載の問題解消措置を講じることを米国連邦取引委員会に申し出ておりましたが、平成21年11月23日（現地時間）付で待機期間が終了しました。

(中略)

南アフリカ1998年競争法

公開買付者は、南アフリカの1998年競争法第89号（その後の改正を含みます。）に基づき、南アフリカ競争委員会に対し、本件株式取得の前に企業結合に関する事前届出をする必要があります。南アフリカ競争委員会は、20営業日の審査期間（ただし、この期間は60営業日まで延長されることがあります。）内に、本件株式取得を承認するか、何らかの条件を付した上で本件株式取得を承認するか又は本件株式取得を禁止するかの決定を行います。また、南アフリカ競争委員会が上記審査期間内に決定を行わない場合、本件株式取得は承認されたものとみなされます。なお、本件株式取得についての事前届出は、平成21年1月21日（現地時間）付で南アフリカ競争委員会に受理されています。その後、南アフリカ競争委員会は、平成21年3月17日（現地時間）付で、本件株式取得を承認しました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
欧州	欧州委員会	平成21年 9 月29日	Case No COMP/M.5421
中国	中国商務部	平成21年10月30日	商務部公告2009年第82号
台湾	台湾公平交易委員会	平成21年 7 月 9 日	公貳字第0980005693號
カナダ	カナダ競争局	平成21年 2 月26日	Project : 3103116
メキシコ	連邦競争委員会	平成21年 2 月26日	CNT-007-2009
南アフリカ	南アフリカ競争委員会	平成21年 3 月17日	2009JAN4229

(訂正後)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
米国	米国連邦取引委員会	平成21年11月23日	<u>20090265</u>
欧州	欧州委員会	平成21年 9 月29日	Case No COMP/M.5421
中国	中国商務部	平成21年10月30日	商務部公告2009年第82号
台湾	台湾公平交易委員会	平成21年 7 月 9 日	公貳字第0980005693號
カナダ	カナダ競争局	平成21年 2 月26日	Project : 3103116
メキシコ	連邦競争委員会	平成21年 2 月26日	CNT-007-2009
南アフリカ	南アフリカ競争委員会	平成21年 3 月17日	2009JAN4229

1 0 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成21年12月11日 (金曜日)

(後略)

(訂正後)

平成21年12月16日 (水曜日)

(後略)

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の前日までに、米国反トラスト法に基づく待機期間が満了しない場合又は米国連邦取引委員会により本件株式取得の禁止等の措置がとられた場合を含みます。)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

当社は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行なったため、平成21年11月25日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、平成21年11月26日にその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。当該「公開買付条件等の変更の公告」を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

また、「株券等の取得につき許可等があったことを知るに足る書面」として、米国連邦取引委員会からの平成21年11月23日(現地時間)付の通知を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。